

帯同審判員割当の件

豊田市バスケットボール市民総合体育大会が4月15日(日)より始まります。
24年度も多数の加盟チームが参加し、愛知県内でも有数の都市大会となっております。
今後の大会の趣旨も「自主運営」が基準となり、大会の運営も大きく変わります。
総会でもお伝えしましたが、24年度より帯同審判の規定を設ける事となりました。
審判数が協会審判部だけでは足りず、帯同審判制度を取らざるを得ない状況です。
そこで協会審判部としては一定基準の審判が出来る様に皆様を指導させていただきます。
よって、下記の規定を設けますのでご理解とご協力をお願い致します。

1・帯同審判担当者は『審判講習会』に参加された方のみ審判を可能とします。

理由：一定基準の知識の無い方の審判は、クレームが多い為。

帯同審判登録者であるが、講習会に出た事が無いのに審判をしている為。

目的：一定基準の知識を見に付け、どの試合でも公平性を保って貰う為。

24年度よりシステムで登録されている帯同審判員を管理する事になります。

『審判講習会』の参加の記録を取らせて頂き、スコアシート記入後の登録カードとスコアシートの名前を確認させていただきます。

※講習会不参加で審判をした場合は、罰則規定に当てはまりますのでご注意ください。

※自チームで何らかの理由で審判の都合が付かず、他のチームに依頼される事は可能です。

※但し規定を守って頂いた帯同審判員かご自身でご確認下さい。

(違反の場合、罰則は元チームになります。)

ご不明な点はお問合せ下さいませ。

宜しくお願い致します。

豊田バスケットボール協会
審判部

